

平成 23 年 2 月 7 日

各 位

会 社 名 田中亜鉛鍍金株式会社
 代表者名 代表取締役社長 田中成和
 (J A S D A Q ・ コード 5980)
 問合せ先
 役職・氏名 取締役 (経理部担当) 山村健一郎
 電話 06-6472-1238

MB O の実施及び応募の推奨に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 2 月 7 日開催の取締役会において、以下のとおり、マネジメント・バイアウト (M B O) (※) の一環として行われる田中ホールディングス株式会社 (以下「公開買付者」といいます。) による当社の発行済普通株式 (以下「当社普通株式」といいます。) に対する公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) に賛同するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を勧める旨を決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、当社の取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続により当社を完全子会社化することを企図していること及び当社普通株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

(※) マネジメント・バイアウト (M B O) とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 商 号	田中ホールディングス株式会社	
(2) 本 店 所 在 地	大阪市西淀川区御幣島五丁目 8 番 1 号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 田中成和	
(4) 事 業 内 容	当社の株式を取得及び所有し、本公開買付け終了後に当社の事業を支配し、管理すること	
(5) 資 本 金 の 額	300 万円	
(6) 設 立 年 月 日	平成 23 年 1 月 14 日	
(7) 大株主及び持株比率	田中 成和 33.3% 田中 忠男 33.3% 田中 雄 33.3%	
(8) 買付者と当社の関係	資 本 関 係	該当事項はありません
	人 的 関 係	当社の代表取締役社長である田中成和氏が公開買付者の代表取締役社長を兼務しております。
	取 引 関 係	該当事項はありません。

	<p>関連当事者への該当状況</p>	<p>該当事項はありません。</p>
--	--------------------	--------------------

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当社は、平成23年2月7日開催の取締役会において、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）及び諸条件について当社の企業価値向上の観点から慎重に検討を行った結果、下記（2）に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付価格及び諸条件は妥当であり、当社の株主に対して合理的な価格により売却機会を提供するものであると判断し、後記のとおり利害関係を有しない出席取締役の全員一致により、①本公開買付けに賛同すること、②当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を勧めることを決議いたしました。

(2) 意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、当社の発行済普通株式を取得及び所有すること並びに本公開買付け終了後に当社の事業を支配し、管理することを主たる目的として設立された株式会社であります。公開買付者の株式は、当社の代表取締役社長である田中成和氏、当社の取締役である田中雄氏及び当社の名誉会長である田中忠男氏がその全てを所有しています。

今般、公開買付者は、当社普通株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当社普通株式を非公開化することを目的として、本公開買付けを実施いたします。

公開買付者は、本公開買付けをいわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）のための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行うことを企図しております。当社の代表取締役社長である田中成和氏及び当社の取締役である田中雄氏（以下総称して「田中氏ら」といいます。）は、当社が置かれている経営環境等の下では、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法が当社の中長期的な企業価値の向上にとって最善の手段であると考えに至りました。なお、田中氏らは、本取引後も、継続して当社の経営にあたる予定です。また、公開買付者は、本公開買付けにおいて、（i）当社が平成22年11月12日に提出した第57期第2四半期報告書（以下「第57期第2四半期報告書」といいます。）に記載された平成22年9月30日現在の発行済株式総数（6,627,360株）から、当社が同日現在所有する自己株式数（183,790株）を除いた数（6,443,570株）から応募予定株主（以下で定義します。以下同じ。）が所有する株式の合計数（3,179,200株、株式所有割合49.34%）を控除した数（3,264,370株）の2分の1以上となる株式数（1,633,000株）に、（ii）応募予定株主が所有する株式の合計数（3,179,200株、株式所有割合49.34%）を加えた株式数（4,812,200株、株式所有割合74.68%）を買付予定数の下限と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。他方、本公開買付けは、当社普通株式の全てを取得し、当社の普通株式を非公開化することを目的とするものですので、買付予定数の上限は設けておらず、買付予定数の下限以上の応募があった場合は、応募株券等の全ての買付けを行います。なお、「株式所有割合」とは、第57期第2四半期報告書に記載された平成22年9月30日現在の発行済株式総数（6,627,360株）から当社が同日現在所有する自己株式数（183,790株）を除いた株式数（6,443,570株）に占める割合をいいます（小数点以下第三位を四捨五入します。以下、別途の記載がある場合を除き、比率の計算において同様に計算しております。）。

なお、公開買付者は、本公開買付けにあたり、田中成和氏（所有株式数319,600株、株式所有割合4.96%）、田中忠男氏（所有株式数260,400株、株式所有割合4.04%）、田中雄氏（所有株式数243,000株、株式所有割合3.77%）、田中トシ子氏（所有株式数200,760株、株式所有割合3.12%）、田中吾一氏（所有株式数243,000株、株式所有割合3.77%）、田中文字子氏（所有株式数243,000株、株式所有割合3.77%）、田中英里氏（所有株式数130,000株、株式所有割合2.02%）、田中里佳氏（所有株式数220,000株、株式所有割合3.41%）、田中裕子氏（所有株式数220,000株、株式所有割合3.41%）、戸出志奈氏（所有株式数220,000株、株式所有割合3.41%）、米沢徳次氏（所有株式数270,640株、株式所有割合4.20%）、中尾輝海氏（所有株式数194,400株、株式所有割合3.02%）、米沢昇氏（所有株式数103,200株、株式所有割合1.60%）、米沢健氏（所有株式数103,200株、株式所有割合1.60%）及び田中一平氏（所有株式数208,000株、株式所有割合3.23%）

(以下、田中成和氏、田中忠男氏、田中雄氏、田中トシ子氏、田中吾一氏、田中文子氏、田中英里氏、田中里佳氏、田中裕子氏、戸出志奈氏、米沢徳次氏、中尾輝海氏、米沢昇氏、米沢健氏及び田中一平氏を総称して、「応募予定株主」といいます。)のそれぞれから、各応募予定株主の所有する当社普通株式の全部(合計 3,179,200 株、株式所有割合 49.34%)を本公開買付けに応募する旨の確約書を得ております。なお、かかる応募の前提条件は存在しません。

また、本公開買付けが成立した場合、応募予定株主は、公開買付者の第三者割当増資(払込金額の総額約 6.5 億円)を引き受け、その所有する当社普通株式を本公開買付けに応募することによって受領する金銭等をもって払い込む旨につきましても確約書を取得しております。

なお、公開買付者は、現在、田中亜鉛鍍金従業員持株会から、同持株会の所有する当社普通株式(所有株式数 243,000 株(平成 22 年 9 月 30 日現在)、株式所有割合 3.77%)について、本公開買付けに応募する旨の同意は得ておりませんが、今後、同持株会に対して、同持株会が応募時点において所有する対象者普通株式を本公開買付けに応募するよう働きかける予定です。

公開買付者は、本公開買付けの成立を条件として、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項について)」記載の一連の手続の実行を当社に要請し、かかる手続を経て当社を完全子会社化する予定です。また、当該完全子会社化後、公開買付者は、公開買付者を消滅会社とし、当社を存続会社とする吸収合併(以下「本吸収合併」といいます。)を行うことを予定しております。

② 本取引に関する合意

当社は、公開買付者より、本取引に関して公開買付者が行った合意につき、以下の説明を受けております。

本取引において、公開買付者は各応募予定株主より以下の内容の確約書を得ております。また公開買付者は株式会社三井住友銀行と以下の内容のローン契約(以下「本買収ローン」といいます。)を締結する予定です。

(i) 確約書

公開買付者は、本公開買付けにあたり、応募予定株主から、それぞれ(a)応募予定株主が所有する当社普通株式の全て(合計 3,179,200 株、株式所有割合 49.34%)を本公開買付けに応募する旨、(b)本公開買付けが成立した場合、各応募予定株主は、公開買付者の第三者割当増資(払込金額の総額約 6.5 億円)を引き受け、その所有する当社普通株式を本公開買付けに応募することによって受領する金銭等をもって払い込む旨の平成 23 年 2 月 7 日付確約書を取得しております。

(ii) ローン契約

本取引において、公開買付者は、本買収ローンとして、本公開買付けに係る決済資金等に充当するため、株式会社三井住友銀行から合計 20 億円を上限とした借入れを受けることを予定しております。本買収ローンに係る融資条件の詳細については別途協議のうえ、本買収ローンに係る融資契約において定めることとされておりますが、本買収ローンに係る融資契約においては、本取引と同種の取引に係る通常の買収ローンと同様に貸出実行条件、財務制限条項等の契約条件が規定された上で、田中氏らを公開買付者の連帯保証人とし、かつ、公開買付者が本公開買付けにより取得する当社株式その他公開買付者の一定の資産等及び公開買付者の発行済株式の全部に対して、担保権が設定されることが予定されています。また、完全子会社化後は、当社を公開買付者の連帯保証人とし、かつ、当社、田中成和氏、田中トシ子氏及び青山滋子氏の一定の資産等を本買収ローンの担保に提供させる予定となっております。

③ 本公開買付けを実施する背景及び理由、意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

当社は、明治 41 年 7 月に大阪市浪速区稲荷町において溶融亜鉛めっき加工業を目的に創業し、昭和 46 年 4 月に株式会社化し、平成 9 年 2 月に日本証券業協会に株式の店頭登録を果たし、平成 16 年 12 月には同店頭登録を取り消し、株式会社ジャスダック証券取引所(現、株式会社大阪証券取引所が運営する JASDAQ(スタンダード))に株式を上場した株式会社です。

当社は、創業当初より溶融亜鉛めっき加工を専業とし、工場の新設、生産能力及び受注能力拡大を目的とした事業用

地の取得、関東地区需要開発の拠点として溶融亜鉛めっきの専門企業である横浜ガルバー株式会社への資本参加や、経営支援と両社の基盤強化を目的とした大阪ガルバ株式会社（平成6年4月に吸収合併、淀川工場として発足。）への資本参加、平成11年4月に関東以北への商圏拡大のため秋田ガルバー株式会社の設立を行うなど、当社の主要顧客である鉄構・建設業界の成長とともに業容を拡大し、溶融亜鉛めっき専業最大手企業として、今日の経営基盤を築いてまいりました。

しかし近年は、公共投資の抑制、それに伴う鉄構・建設業界の市況低迷、溶融亜鉛めっき生産量の全国的な減少等の影響により、溶融亜鉛めっき業界は低迷を余儀なくされております。一方で、平成21年度初めから上昇していた主原料である亜鉛価格が高止まりしていることもあり、溶融亜鉛めっき業界の先行きは不透明な状況にあります。今後は、溶融亜鉛めっき業界の市場規模縮小に伴う更なる競争の激化や主原料である亜鉛価格の高止まり等により、溶融亜鉛めっき業界の淘汰と再編が不可避的に加速するものと考えられます。

このような当社を取り巻く経営環境の悪化に伴い、平成22年3月期の連結売上高は6,793百万円となり、前年同期比で1,854百万円減（前年同期比21.4%減）と大幅な減収となりました。また、受注の減少に伴う生産効率の悪化と亜鉛価格の高止まりに伴い、連結営業利益は202百万円となり、前年同期比で945百万円減（前年同期比82.4%減）となっております。

かかる状況の下、公開買付者が、本公開買付けを企図するに至った経緯について、当社は、公開買付者より以下の説明を受けております。

当社のみならず、溶融亜鉛めっき業界全体を取り巻く状況が厳しさを増しつつあるなかで、田中氏は、平成22年7月から中長期的かつ持続的に当社の企業価値を向上させるための方策について検討を重ねてまいりました。その結果、田中氏は、当社が上記のような厳しい環境の中で中長期的な視点に立って企業価値の向上を目指すためには、製造技術の底上げ、経費削減、加工技術の向上及び海外市場への進出等、今まで以上の事業構造の抜本的な改革及び取り組みの強化を行うことが必要不可欠であるとの結論に至りました。

もっとも、このような事業構造の抜本的な改革及び取り組みの強化を実行するには相応の期間が必要となり、その効果は直ちに現れるものではないことから、一時的にせよコストの増加やキャッシュ・フローの悪化に伴う財務状況や業績の悪化が見込まれます。例えば、上記を実行する過程において、売上減少や新たな設備投資に伴う資金の流出等が見込まれる等、場合によっては一時的に企業規模が縮小すること等も想定されます。また、海外進出を進める過程では、短期的にはかかる進出等に要する費用が却って嵩む可能性があること及び進出に伴う事業リスク等があり、企業価値が損なわれる可能性があります。そして、これらの短期的な犠牲を伴う取り組みを上場会社として行った場合、資本市場から十分な評価を得られず、当社の株主の皆様に対して、短期的にマイナスの影響を及ぼす可能性があることは否定できません。

また、公開買付者は、当社の中長期的な企業価値の向上という視点に立ち、かかる事業構造の抜本的な改革及び取り組みの強化を早急かつ機動的に行うためには、簡素化された株主構成の下、短期的な業績に左右されることなく、機動的かつ柔軟な経営判断が遂行できる体制を構築する必要があると考えるに至りました。

さらに、当社は、平成9年2月に日本証券業協会に株式の店頭登録を果たした後、ブランド力の向上、優秀な従業員の確保及びお客様に対する信用力の向上等、様々な便益を享受してきました。しかし、一方で、近年の企業の内部統制（J-SOX）への対応をはじめ、資本市場に対する各種の規制が強化されたことに伴い、株式の上場維持コスト（株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託に係る費用、監査費用等）が増加する傾向にあり、この傾向は今後も更に強まることが予想され、上場を維持することが、当社の人的リソース、経済的リソース及び時間の面において負担になる可能性があります。

以上のような状況を踏まえて、田中氏は、当社の株主の皆様に対して、上記のような事業構造の抜本的な改革及び取り組みの強化に伴うリスクを当社の一般株主の皆様への負担に帰せしめることを回避し、上場維持のコストを削減するとともに、当社の中長期的な企業価値向上のため、簡素化された株主構成の下、短期的な業績に左右されることなく、機動的かつ柔軟な経営判断が遂行できる体制を構築し、事業構造の抜本的な改革及び取り組みの強化を実施していくためには、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により、公開買付者が当社の全株式を取得して非公開化することが最善の手段であると考えに至りました。

なお、本公開買付けは、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により行われるものであり、本取引後も、田中

氏は、引き続き当社の経営にあたる予定です。

当社は、公開買付者の上記提案を受けて、上記の現状に鑑みれば、この状況を脱するためには、上記のような事業構造の抜本的な改革及び取り組みの強化を行うことが必要不可欠であるとの認識を公開買付者と共有するに至りました。また、当社は、当社の株主の皆様に対して、上記のような事業構造の抜本的な改革及び取り組みの強化に伴うリスクを当社の一般株主の皆様への負担に帰せしめることを回避し、上場維持のコストを削減するとともに、当社の中長期的な企業価値向上のため、簡素化された株主構成の下、短期的な業績に左右されることなく、機動的かつ柔軟な経営判断が遂行できる体制を構築し、事業構造の抜本的な改革及び取り組みの強化を実施していくためには、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により、公開買付者が当社の全株式を取得して非公開化することが最善の手段であると考えているに至りました。また、下記（3）のとおり、本公開買付価格及び諸条件は妥当であり、当社の株主の皆様に対して合理的な価格により売却機会を提供するものであると判断しました。

（3）買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び当社は、本公開買付けがマネジメント・バイアウト（MBO）のための本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在し得ること等を踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、以下のような措置を実施いたしました（なお、以下の記述中の公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです）。

① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して、本公開買付価格の公正性を担保するため、平成23年1月、公開買付者及び当社とは独立した第三者算定機関である株式会社エイ・ジー・エス・コンサルティング（以下「AGS」といいます。）に当社普通株式の株式価値の算定を依頼しました。

AGSは、採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を用いて当社普通株式の株式価値の分析を行い、公開買付者はAGSから平成23年2月4日付で当社普通株式の株式価値の分析結果に関する株式価値算定書を取得しました。なお、公開買付者は、AGSから本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

AGSにより上記各手法において算定された当社普通株式の1株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法では、平成23年2月4日を基準日として、株式会社大阪証券取引所が開設する市場であるJASDAQ（スタンダード）（以下「JASDAQ」といいます。）における当社の普通株式の直近1ヶ月間の終値の単純平均値（139円）、直近3ヶ月間の終値の単純平均値（135円）及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値（136円）を基に、普通株式1株当たりの株式価値の範囲を135円から139円までと分析しております。

次に、DCF法では、公開買付者より提出された当社に係る事業計画を検討の上、直近までの業績の動向、一般に公開化された情報等の諸要素を考慮した当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの株式価値の範囲を181円から336円までと分析しております。

公開買付者は、AGSによる当社普通株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、当社との協議・交渉の結果や、当社による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成23年2月7日に本公開買付価格を200円に決定いたしました。

なお、本公開買付価格は、本公開買付けの実施についての公表日の直近取引成立日である平成23年2月3日のJASDAQにおける当社普通株式の終値141円に対しては41.8%（小数点以下第二位四捨五入、以下同じ。）のプレミアムを、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成23年2月4日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値139円（小数点以下四捨五入、以下同じ。）に対しては43.9%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値135円に対しては48.1%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値136円に対しては47.1%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。

当社は、当社の取締役会において、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程において合理性を確保する目的で、公開買付者とは別個に、公開買付者及び当社とは独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しない河野公認会計士事務所に当社の株式価値の算定を依頼し、平成23年2月4日付で、当社の株式価値に関する「株式価値算定書」（以下「株価算定書」といいます。）を取得しました。河野公認会計士事務所は、当社の株式価値算定にあたり当社経営陣から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得し、それらの情報を踏まえて当社の株式価値を算定しました。株価算定書では、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて分析をしています。河野公認会計士事務所が各手法に基づき評価した当社普通株式の1株あたりの株式価値の算定結果は以下のとおりです。

i. 市場株価法

市場株価法は、当社の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値評価における客観的な評価手法であると考え、採用しているとのことです。

市場株価法では、評価基準日を平成23年2月4日として、評価基準日、過去1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における株価終値の平均値（評価基準日：141円（評価基準日である平成23年2月4日にJASDAQにおける当社普通株式の取引が成立しなかったため、直近取引成立日である平成23年2月3日の終値）、1ヶ月間：139円、3ヶ月間：135円、6ヶ月間：136円）を分析した上で、普通株式1株当たりの株式価値を135円から141円と算定しているとのことです。

ii. DCF法

DCF法は、企業の将来キャッシュ・フロー（収益力）に基づく評価手法であるため、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の評価を行う上で適した手法であると考え、採用しているとのことです。

DCF法では、当社の事業計画を基礎として算出した将来キャッシュ・フローを、一般に使用されている資本資産評価モデルにより推計した割引率で現在価値に割り引くことによって、普通株式1株当たりの株式価値を180円から349円と算定しているとのことです。

② 独立した法律事務所からの助言

当社は、本取引に関する当社取締役会の意思決定においては、取締役による恣意的な判断がなされないよう、またはその疑義が生じないよう、意思決定過程における透明性・合理性を確保するため、公開買付者及び当社から独立した第三者である梅田総合法律事務所を指名し、同事務所に対し、本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程・意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を依頼しました。

当社は、梅田総合法律事務所から本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程・意思決定方法その他の留意点に関する助言を受け、平成23年2月4日付で、法務的見地から妥当である旨の意見書（リーガル・オピニオン）（以下「法律意見書」といいます。）を取得し、当該助言及び法律意見書を参考に、当社の企業価値向上の観点から本取引及び本公開買付けにつき慎重に協議・検討を行いました。

③ 利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

当社の取締役のうち、田中氏は、本取引に関して当社と構造的な利益相反状態にあること、また、二宮洋一氏及び内田友哉氏は、田中氏らと共に本取引を検討していることに鑑み、本取引に関連して開催された当社取締役会において、賛同決議を含む本取引に関する全ての審議及び決議に参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議・交渉にも参加しておりません。

当社取締役会は、株価算定書を参考にした上で、梅田総合法律事務所からの本公開買付けにおける意思決定過程・意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を受けつつ、公開買付者との間で本公開買付価格及び企業価値向上策等の諸条件につき協議・交渉を行い、平成23年2月7日開催の取締役会において、株価算定書及び法律意見書を参考にしつつ、本公開買付価格及び諸条件について当社の企業価値向上の観点から慎重に検討を行った結果、当社が公開買付者の完全子会社となり、当社普通株式を非公開化した上で、簡素化された株主構成の下、短期的な業績に左右されることなく、機動的かつ柔軟な経営判断が遂行できる体制を構築し、事業構造の抜本的な改革及び取り組みの強化を実施していくことが、当社の中長期的な企業価値向上に資するとの結論に至り、また、本公開買付価格及び諸条件は妥当であり、当社の株主の皆様に対して合理的な価格により売却機会を提供するものであると判断し、田中氏ら、二宮洋一氏及び内田友哉氏以外の当社の取締役全員が出席の下、本公開買付けに賛同するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付

けへの応募を勧める旨を出席取締役全員一致により決議しました。また、上記取締役会には社外監査役2名を含む全ての監査役が審議に参加し、監査役全員が、当社の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べています。

④ 比較的長期の公開買付期間の設定

公開買付者は、公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）として法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けの公開買付期間を30営業日としております。

このように公開買付期間を比較的長期間である30営業日に設定することにより、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適正な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも対抗的な買付け等をする機会を確保し、これをもって本公開買付価格の適正性の担保することを企図しております。

また、公開買付者と当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

⑤ 買付予定の株券等の数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定の株券等の数の下限（4,812,200株）を設定しております。すなわち、本公開買付けが成立するためには、当社の第57期第2四半期報告書に記載された平成22年9月30日現在の発行済株式総数（6,627,360株）から当社が同日現在所有する自己株式数（183,790株）を除いた数（6,443,570株）から応募予定株主が所有する株式の合計数（3,179,200株、株式所有割合49.34%）を控除した数（3,264,370株）の2分の1を超える株式の応募予定株主以外からの応募が必要となります。

このように、応募予定株主以外の2分の1を超える一般株主の皆様の賛同が得られない場合には本公開買付けが成立しないものとし、当社の株主の皆様の意思を重視しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）

当社は、公開買付者より、本公開買付け後の組織再編等の方針につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、本公開買付けにより当社普通株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付け成立後に当社を通じて、以下に述べる方法により当社を完全子会社化することを予定しております。

具体的には、本公開買付けの成立後、公開買付者は、①当社において当社普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じ。）の規定する種類株式発行会社とすること、②全ての当社普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付す旨の定款変更を行うこと及び③当社普通株式の全部（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）の取得と引き換えに別個の種類の当社の株式を交付すること（なお、交付する別個の種類の当社の株式について、上場申請は行わない予定です。）のそれぞれを付議議案に含む当社の臨時株主総会の開催を、当社に対して要請する予定です。当社は、この要請を受けて上記臨時株主総会を開催する予定です。

また、上記臨時株主総会にて上記①の付議議案が承認されますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第111条第2項第1号に基づき、上記株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要となるため、公開買付者は、当社に対し、上記②の定款一部変更を付議議案に含む当社普通株式の株主による種類株主総会の開催を要請する予定です。当社は、この要請を受けて上記種類株主総会の開催をする予定です。

本公開買付けが成立した場合、公開買付者の株式所有割合は74.68%（4,812,200株）以上となる予定であり、上記の各手続を採用することが決定された場合、公開買付者は、上記臨時株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記臨時株主総会及び種類株主総会の開催につきましては、平成23年6月を目処としておりますが、具体的な手続及び実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第、当社が速やかに公表する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての当社普通株式は全部取得条項が付された上で、その全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）が当社に取得されることとなり、当社の株主には当該取得の対価として別個の種類当社の株式が交付されることとなりますが、当社の株主の皆様のうち交付されるべき当該別個の種類当社の株式の数が1株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第234条第1項その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類当社の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類当社の株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主の皆様へ交付されることになる金銭の額が本公開買付価格に当該株主が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。また、全部取得条項が付された当社普通株式の取得の対価として交付する当社の株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、公開買付者が当社の発行済全株式（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様へ交付しなければならない当社の株式の数が1に満たない端数となるよう決定する予定です。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定としては、(a) 上記②の当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(b) 上記③の全部取得条項が付された当社普通株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。これらの(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

なお、本公開買付けは、上記臨時株主総会及び種類株主総会における当社の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。

また、上記方法については、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、公開買付者以外の当社株主の当社普通株式の所有状況又は関係法令についての当局の解釈等の状況によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施し、また実施に時間を要する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者が当社の発行済全株式（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、公開買付者以外の株主の皆様に対しては、最終的に金銭を交付する方法の採用を予定しており、この場合に、当該当社の株主に交付される金銭の額についても、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。以上の場合における具体的な手続及び実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第、速やかに公表する予定です。公開買付者は、上記の各手続の実行後に、平成23年10月を目処として、本吸収合併を行うことを予定しておりますが、その具体的な日程等の詳細については未定です。

当社は、平成23年2月7日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成23年3月期の配当予想を修正し、平成23年3月期の期末配当を行わないことを決議しております。なお、当社は、公開買付け期間中に平成23年3月期（第57期）第3四半期報告書を提出する予定です。

(5) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

当社普通株式は、本日現在、JASDAQに上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、JASDAQの上場廃止基準に従い、当社普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点で当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの成立後に上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買取に関する事項について）」に記載のとおり、適用法令に従い、公開買付者が当社の発行済株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することを予定しておりますので、その場合にも当社普通株式は上場廃止となります。

なお、上場廃止後は当社普通株式をJASDAQにおいて取引することはできなくなります。

3. 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、本公開買付けにあたり、応募予定株主から、それぞれ (i) 応募予定株主が所有する当社普通株式の全て（合計 3,179,200 株、株式所有割合 49.34%）を本公開買付けに応募する旨 (ii) 本公開買付けが成立した場合、各応募

予定株主は、公開買付者の第三者割当増資（払込金額の総額約 6.5 億円）を引き受け、その所有する当社普通株式を本公開買付けに応募することによって受領する金銭等をもって払い込む旨の確約書を取得しております。

4. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

5. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

6. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

7. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

8. 今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針

本公開買付け後の方針等については、「2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③本公開買付けを実施する背景及び理由、意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」、「④本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」、「(5) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由」を参照下さい。

また、当社は、平成23年2月7日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成23年3月期の配当予想を修正し、平成23年3月期の期末配当を行わないことを決議しております。なお、当社は、公開買付期間中に平成23年3月期（第57期）第3四半期報告書を提出する予定です。

(2) 今後の業績への影響の見直し

本公開買付けが当社の業績に与える影響については現在精査中であり、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

9. 公開買付者による買付等の概要

公開買付者が本日公表した添付資料「田中亜鉛鍍金株式会社普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

※ 本プレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第 167 条第 3 項、同 4 項及び金融商品取引法施行令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、公開買付者による書面（「田中亜鉛鍍金株式会社普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」）の発表から 12 時間を経過するまでは、当社株券等の買付けが禁止される可能性がありますので十分にご注意下さい。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、予めご了承下さい。

※添付資料「田中亜鉛鍍金株式会社普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

各 位

会 社 名 田中ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 田 中 成 和

田中亜鉛鍍金株式会社普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

田中ホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 23 年 2 月 7 日、田中亜鉛鍍金株式会社（コード番号：5980、大阪証券取引所 JASDAQ（スタンダード）、以下「対象者」といいます。）の普通株式を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的等

(1) 買付け等の概要

① 本公開買付けの概要

公開買付者は、対象者の発行済普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）を取得及び所有すること並びに本公開買付け終了後に対象者の事業を支配し、管理することを主たる目的として設立された株式会社です。公開買付者の株式は、対象者の代表取締役社長である田中成和氏、対象者の取締役である田中雄氏及び対象者の名誉会長である田中忠男氏がその全てを所有しています。

今般、公開買付者は、対象者普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者普通株式を非公開化することを目的として、本公開買付けを実施いたします。

公開買付者は、本公開買付けをいわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注）のための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行うことを企図しております。対象者の代表取締役社長である田中成和氏及び対象者の取締役である田中雄氏（以下総称して「田中氏ら」といいます。）は、対象者が置かれている経営環境等の下では、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法が対象者の中長期的な企業価値の向上にとって最善の手段であると考えに至りました。なお、田中氏らは、本取引後も、継続して対象者の経営にあたる予定です。また、公開買付者は、本公開買付けにおいて、(i) 対象者が平成 22 年 11 月 12 日に提出した第 57 期第 2 四半期報告書（以下「第 57 期第 2 四半期報告書」といいます。）に記載された平成 22 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数（6,627,360 株）から、対象者が同日現在所有する自己株式数（183,790 株）を除いた数（6,443,570 株）から応募予定株主（以下で定義します。以下同じ。）が所有する株式の合計数（3,179,200 株、株式所有割合 49.34%）を控除した数（3,264,370 株）の 2 分の 1 以上となる数（1,633,000 株）に、(ii) 応募予定株主が所有する株式の合計数（3,179,200 株、株式所有割合 49.34%）を加えた株式数（4,812,200 株、株式所有割合 74.68%）を買付予定数の下限と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。他方、本公開買付けは、対象者普通株式の全てを取得し、対象者普通株式を非公開化することを目的とするものですので、買付予定数の上限は設けておらず、買付予定数の下限以上の応募があった場合は、応募株券等の全ての買付けを行います。なお、「株式所有割合」とは、第 57 期第 2 四半期報告書に記載された平成 22 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数（6,627,360 株）から対象者が同日現在所有する自己株式数（183,790 株）を除いた株式数（6,443,570 株）に占める割合をいいます（小数点以下第三位を四捨五入します。以下、別途の記載がある場合を除き、比率の計算において同様に計算しております。）。

なお、公開買付者は、本公開買付けにあたり、田中成和氏（所有株式数 319,600 株、株式所有割合 4.96%）、田中忠男氏（所有株式数 260,400 株、株式所有割合 4.04%）、田中雄氏（所有株式数 243,000 株、株式所有割合 3.77%）、田中トシ子氏（所有株式数 200,760 株、株式所有割合 3.12%）、田中吾一氏（所有株式数 243,000 株、株式所有割合 3.77%）、田中文字子氏（所有株式数 243,000 株、株式所有割合 3.77%）、田中英里氏（所有株式数 130,000 株、

株式所有割合 2.02%)、田中里佳氏(所有株式数 220,000 株、株式所有割合 3.41%)、田中裕子氏(所有株式数 220,000 株、株式所有割合 3.41%)、戸出志奈氏(所有株式数 220,000 株、株式所有割合 3.41%)、米沢徳次氏(所有株式数 270,640 株、株式所有割合 4.20%)、中尾輝海氏(所有株式数 194,400 株、株式所有割合 3.02%)、米沢昇氏(所有株式数 103,200 株、株式所有割合 1.60%)、米沢健氏(所有株式数 103,200 株、株式所有割合 1.60%)及び田中一平氏(所有株式数 208,000 株、株式所有割合 3.23%) (以下、田中成和氏、田中忠男氏、田中雄氏、田中トシ子氏、田中吾一氏、田中文子氏、田中英里氏、田中里佳氏、田中裕子氏、戸出志奈氏、米沢徳次氏、中尾輝海氏、米沢昇氏、米沢健氏及び田中一平氏を総称して、「応募予定株主」といいます。)のそれぞれから、各応募予定株主の所有する対象者普通株式の全部(合計 3,179,200 株、株式所有割合 49.34%)を本公開買付けに応募する旨の確約書を得ております。なお、かかる応募の前提条件は存在しません。

また、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、応募予定株主が公開買付者の第三者割当増資(払込金額の総額約 6.5 億円)を引き受け、その所有する対象者普通株式を本公開買付けに応募することによって受領する金銭等をもって払い込む旨につきましても確約書を取得しております。

なお、公開買付者は、現在、田中亜鉛鍍金従業員持株会から、同持株会の所有する対象者普通株式(所有株式数 243,000 株(平成 22 年 9 月 30 日現在)、株式所有割合 3.77%)について、本公開買付けに応募する旨の同意は得ておりませんが、今後、同持株会に対して同持株会が応募時点において所有する対象者普通株式を本公開買付けに応募するよう働きかける予定です。

公開買付者は、本公開買付けの成立を条件として、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項について)」記載の一連の手續の実行を対象者に要請し、かかる手續を経て対象者を完全子会社化する予定です。また、当該完全子会社化後、公開買付者は、公開買付者を消滅会社とし、対象者を存続会社とする吸収合併(以下「本吸収合併」といいます。)を行うことを予定しております。

なお、対象者の平成 23 年 2 月 7 日付「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、本公開買付けについては、田中成和氏、田中雄氏、二宮洋一氏及び内田友哉氏を除く対象者の取締役及び監査役的全員が出席した平成 23 年 2 月 7 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。)及び諸条件について対象者の企業価値向上の観点から慎重に検討を行った結果、本公開買付け価格及び諸条件は妥当であり、対象者の株主に対して合理的な価格により売却機会を提供するものであると判断し、出席取締役的全員一致により、①本公開買付けに賛同すること、②対象者株主に対し、本公開買付けへの応募を勧めることを決議したとのことです。また、対象者の社外監査役 2 名を含む全ての監査役が審議に参加し、監査役全員が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議のない旨の意見を述べているとのことです。

(注) マネジメント・バイアウト(MBO)とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

② 本取引に関する合意

本取引において、公開買付者は各応募予定株主より以下の内容の確約書を得ております。また公開買付者は株式会社三井住友銀行と以下の内容のローン契約(以下「本買収ローン」といいます。)を締結する予定です。

(i) 確約書

公開買付者は、本公開買付けにあたり、各応募予定株主から、それぞれ(a) 応募予定株主が所有する対象者普通株式の全て(合計 3,179,200 株、株式所有割合 49.34%)を本公開買付けに応募する旨、(b) 本公開買付けが成立した場合、各応募予定株主は、公開買付者の第三者割当増資(払込金額の総額約 6.5 億円)を引き受け、その所有する対象者普通株式を本公開買付けに応募することによって受領する金銭等をもって払い込む旨の平成 23 年 2 月 7 日付確約書を取得しております。

(ii) ローン契約

本取引において、公開買付者は、本買収ローンとして、本公開買付けに係る決済資金等に充当するため、株式会社三井住友銀行から合計 20 億円を上限とした借入れを受けることを予定しております。本買収ローンに係る融資条件の詳細については別途協議のうえ、本買収ローンに係る融資契約において定めることとされておりますが、本買収ローンに係る融資契約においては、本取引と同種の取引に係る通常の買収ローンと同様に貸出実行条件、

財務制限条項等の契約条件が規定された上で、田中氏らを公開買付者の連帯保証人とし、かつ、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者株式その他公開買付者の一定の資産等及び公開買付者の発行済株式の全部に対して、担保権が設定されることが予定されています。また、完全子会社化後は、対象者を公開買付者の連帯保証人とし、かつ、対象者、田中成和氏、田中トシ子氏及び青山滋子氏の一定の資産等を本買収ローンの担保に提供させる予定となっております。

(2) 本公開買付けを実施する背景及び理由、意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

対象者は、明治41年7月に大阪市浪速区稲荷町において溶融亜鉛めっき加工業を目的に創業し、昭和46年4月に株式会社化し、平成9年2月に日本証券業協会に株式の店頭登録を果たし、平成16年12月には同店頭登録を取り消し、株式会社ジャスダック証券取引所（現、株式会社大阪証券取引所が運営するJASDAQ（スタンダード））に株式を上場した株式会社です。

対象者は、創業当初より溶融亜鉛めっき加工を専業とし、工場の新設、生産能力及び受注能力拡大を目的とした事業用地の取得、関東地区需要開発の拠点として溶融亜鉛めっきの専門企業である横浜ガルバー株式会社への資本参加や、経営支援と両社の基盤強化を目的とした大阪ガルバ株式会社（平成6年4月に吸収合併、淀川工場として発足。）への資本参加、平成11年4月に関東以北への商圏拡大のため秋田ガルバー株式会社の設立を行うなど、対象者の主要顧客である鉄構・建設業界の成長とともに業容を拡大し、溶融亜鉛めっき専業最大手企業として、今日の経営基盤を築いてまいりました。

しかし近年は、公共投資の抑制、それに伴う鉄構・建設業界の市況低迷、溶融亜鉛めっき生産量の全国的な減少等の影響により、溶融亜鉛めっき業界は低迷を余儀なくされております。一方で、平成21年度初めから上昇していた主原料である亜鉛価格が高止まりしていることもあり、溶融亜鉛めっき業界の先行きは不透明な状況にあります。今後は、溶融亜鉛めっき業界の市場規模縮小に伴う更なる競争の激化や主原料である亜鉛価格の高止まり等により、溶融亜鉛めっき業界の淘汰と再編が不可避的に加速するものと考えられます。

このような対象者を取り巻く経営環境の悪化に伴い、平成22年3月期の連結売上高は6,793百万円となり、前年同期比で1,854百万円減（前年同期比21.4%減）と大幅な減収となりました。また、受注の減少に伴う生産効率の悪化と亜鉛価格の高止まりに伴い、連結営業利益は202百万円となり、前年同期比で945百万円減（前年同期比82.4%減）となっております。

対象者のみならず、溶融亜鉛めっき業界全体を取り巻く状況が厳しさを増しつつあるなかで、田中氏は、平成22年7月から中長期的かつ持続的に対象者の企業価値を向上させるための方策について検討を重ねてまいりました。その結果、田中氏は、対象者が上記のような厳しい環境の中で中長期的な視点に立って企業価値の向上を目指すためには、製造技術の底上げ、経費削減、加工技術の向上及び海外市場への進出等、今まで以上の事業構造の抜本的な改革及び取り組みの強化を行うことが必要不可欠であるとの結論に至りました。

もっとも、このような事業構造の抜本的な改革及び取り組みの強化を実行するには相応の期間が必要となり、その効果は直ちに現れるものではないことから、一時的にせよコストの増加やキャッシュ・フローの悪化に伴う財務状況や業績の悪化が見込まれます。例えば、上記を実行する過程において、売上の減少や新たな設備投資に伴う資金の流出等が見込まれる等、場合によっては一時的に企業規模が縮小すること等も想定されます。また、海外進出を進める過程では、短期的にはかかる進出等に要する費用が却って嵩む可能性があること及び進出に伴う事業リスク等があり、企業価値が損なわれる可能性があります。そして、これらの短期的な犠牲を伴う取り組みを上場会社として行った場合、資本市場から十分な評価を得られず、対象者の株主に対して、短期的にマイナスの影響を及ぼす可能性があることは否定できません。

また、公開買付者は、対象者の中長期的な企業価値の向上という視点に立ち、かかる事業構造の抜本的な改革及び取り組みの強化を早急かつ機動的に行うためには、簡素化された株主構成の下、短期的な業績に左右されることなく、機動的かつ柔軟な経営判断が遂行できる体制を構築する必要があると考えるに至りました。

さらに、対象者は、平成9年2月に日本証券業協会に株式の店頭登録を果たした後、ブランド力の向上、優秀な従業員の確保及びお客様に対する信用力の向上等、様々な便益を享受してきました。しかし、一方で、近年の企業の内部統制（J-SOX）への対応をはじめ、資本市場に対する各種の規制が強化されたことに伴い、株式の上場維持コスト（株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託に係る費用、監査費用等）が増加する傾向にあり、この傾向は今後も更に強まることが予想され、上場を維持することが、対象者の人的リソース、経済的リ

ソース及び時間の面において負担になる可能性があります。

以上のような状況を踏まえて、田中氏は上記のような事業構造の抜本的な改革及び取り組みの強化に伴うリスクを対象者の一般株主の負担に帰せしめることを回避し、上場維持のコストを削減するとともに、対象者の中長期的な企業価値向上のため、簡素化された株主構成の下、短期的な業績に左右されることなく、機動的かつ柔軟な経営判断が遂行できる体制を構築し、事業構造の抜本的な改革及び取り組みの強化を実施していくためには、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により、公開買付者が対象者の全株式を取得して非公開化することが最善の手段であると考えに至りました。

なお、本公開買付けは、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により行われるものであり、本取引後も、田中氏は、引き続き対象者の経営にあたる予定です。

（3）買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがマネジメント・バイアウト（MBO）のための本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在し得ること等を踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、以下のような措置を実施いたしました。

① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して、本公開買付価格の公正性を担保するため、平成23年1月に公開買付者及び対象者とは独立した第三者算定機関である株式会社エイ・ジー・エス・コンサルティング（以下「AGS」といいます。）に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼しました。

AGSは、採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、市場株価法及びディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を用いて対象者普通株式の株式価値の分析を行い、公開買付者はAGSから平成23年2月4日付で対象者普通株式の株式価値の分析結果に関する株式価値算定書を取得しました。なお、公開買付者は、AGSから本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

AGSにより上記各手法において分析された対象者普通株式の1株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法では、平成23年2月4日を基準日として、株式会社大阪証券取引所が開設する市場であるJASDAQ（スタンダード）（以下「JASDAQ」といいます。）における対象者普通株式の直近1ヶ月間の終値の単純平均値（139円）、直近3ヶ月間の終値の単純平均値（135円）及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値（136円）を基に、普通株式1株当たりの株式価値の範囲を135円から139円までと分析しております。

次に、DCF法では、公開買付者より提出された対象者に係る事業計画を検討の上、直近までの業績の動向、一般に公開化された情報等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの株式価値の範囲を181円から336円までと分析しております。

公開買付者は、AGSによる対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、対象者との協議・交渉の結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成23年2月7日に本公開買付価格を200円に決定いたしました。

なお、本公開買付価格は、本公開買付けの実施についての公表日の直近取引成立日である平成23年2月3日のJASDAQにおける対象者普通株式の終値141円に対しては41.8%（小数点以下第二位四捨五入、以下同じ。）のプレミアムを、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成23年2月4日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値139円（小数点以下四捨五入、以下同じ。）に対しては43.9%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値135円に対しては48.1%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値136円に対しては47.1%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会においては、公開買付者から提示された本公開買付

価格に対する意思決定の過程において合理性を確保する目的で、公開買付者とは別個に、公開買付者及び対象者とは独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しない河野公認会計士事務所に対象者の株式価値の算定を依頼し、平成 23 年 2 月 4 日付で、対象者の株式価値に関する「株式価値算定書」（以下「株価算定書」といいます。）を取得したとのことです。河野公認会計士事務所は、対象者の株式価値算定にあたり対象者経営陣から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得し、それらの情報を踏まえて対象者の株式価値を算定したとのことです。株価算定書では、市場株価法及び DCF 法の各手法を用いて分析をしているとのことです。河野公認会計士事務所が各手法に基づき評価した対象者の株式価値算定の結果は以下のとおりとのことです。

i. 市場株価法

市場株価法は、対象者の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値評価における客観的な評価手法であると考え、採用しているとのことです。

市場株価法では、評価基準日を平成 23 年 2 月 4 日として、評価基準日、過去 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間における株価終値の平均値（評価基準日：141 円（評価基準日である平成 23 年 2 月 4 日に JASDAQ における対象者普通株式の取引が成立しなかったため、直近取引成立日である平成 23 年 2 月 3 日の終値）1 ヶ月間：139 円、3 ヶ月間：135 円、6 ヶ月間：136 円）を分析した上で、普通株式 1 株当たりの株式価値を 135 円から 141 円と算定しているとのことです。

ii. DCF 法

DCF 法は、企業の将来キャッシュ・フロー（収益力）に基づく評価手法であるため、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の評価を行う上で適した手法であると考え、採用しているとのことです。

DCF 法では、対象者の事業計画を基礎として算出した将来キャッシュ・フローを、一般に使用されている資本資産評価モデルにより推計した割引率で現在価値に割り引くことによって、普通株式 1 株当たりの株式価値を 180 円から 349 円と算定しているとのことです。

② 独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、本取引に関する対象者取締役会の意思決定においては、取締役による恣意的な判断がなされないよう、またはその疑義が生じないよう、意思決定過程における透明性・合理性を確保するため、公開買付者及び対象者から独立した第三者である梅田総合法律事務所を指名し、同事務所に対し、本取引における意思決定過程・意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を依頼したとのことです。

対象者は、梅田総合法律事務所から本取引における意思決定過程・意思決定方法その他の留意点に関する助言を受け、平成 23 年 2 月 4 日付で、法務的見地から妥当である旨の意見書（リーガル・オピニオン）（以下「法律意見書」といいます。）を取得し、当該助言及び法律意見書を参考に、対象者の企業価値向上の観点から本取引につき慎重に協議・検討を行ったとのことです。

③ 利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役のうち、田中氏らは、本取引に関して対象者と構造的な利益相反状態にあること、また、二宮洋一氏及び内田友哉氏は、田中氏らと共に本取引を検討していることに鑑み、本取引に関連して開催された対象者取締役会において、賛同決議を含む本取引に関する全ての審議及び決議に参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉にも参加していないとのことです。

対象者取締役会は、株価算定書を参考にした上で、梅田総合法律事務所からの本公開買付けにおける意思決定過程・意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を受けつつ、公開買付者との間で本公開買付価格及び企業価値向上策等の諸条件につき協議・交渉を行い、平成 23 年 2 月 7 日開催の取締役会において、株価算定書及び法律意見書を参考にしつつ、本公開買付価格及び諸条件について対象者の企業価値向上の観点から慎重に検討を行った結果、対象者が公開買付者の完全子会社となり、対象者普通株式を非公開化した上で、簡素化された株主構成の下、短期的な業績に左右されることなく、機動的かつ柔軟な経営判断が遂行できる体制を構築し、事業構造の抜本的な改革及び取り組みの強化を実施していくことが、対象者の中長期的な企業価値向上に資するとの結論に至り、また、本公開買付価格及び諸条件は妥当であり、対象者の株主に対して合理的な価格により売却機会を提供するものであると判断し、田中氏ら、二宮洋一氏及び内田友哉氏以外の対象者の取締役全員が出席の下、本

公開買付けに賛同するとともに、対象者の株主に対し本公開買付けへの応募を勧める旨を出席取締役全員一致により決議しているとのことです。また、上記取締役会には社外監査役2名を含む全ての監査役が審議に参加し、監査役全員が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

④ 比較的長期の公開買付期間の設定

公開買付者は、公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）として法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けの公開買付期間を30営業日としております。

このように公開買付期間を比較的長期間である30営業日に設定することにより、対象者の株主に対して本公開買付けに対する応募につき適正な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも対抗的な買付け等をする機会を確保し、これをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。

また、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

⑤ 買付予定の株券等の数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定の株券等の数の下限（4,812,200株）を設定しております。すなわち、本公開買付けが成立するためには、対象者の第57期第2四半期報告書に記載された平成22年9月30日現在の発行済株式総数（6,627,360株）から対象者が同日現在所有する自己株式数（183,790株）を除いた数（6,443,570株）から応募予定株主が所有する株式の合計数（3,179,200株、株式所有割合49.34%）を控除した数（3,264,370株）の2分の1を超える株式の応募予定株主以外からの応募が必要となります。

このように、応募予定株主以外の2分の1を超える一般株主の賛同が得られない場合には本公開買付けが成立しないものとし、対象者の株主の意思を重視しております。

（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）

公開買付者は、本公開買付けにより対象者普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付け成立後に対象者を通じて、以下に述べる方法により対象者を完全子会社化することを予定しております。

具体的には、本公開買付けの成立後、公開買付者は、①対象者において対象者普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じ。）の規定する種類株式発行会社とすること、②全ての対象者普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付す旨の定款変更を行うこと及び③対象者普通株式の全部（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）の取得と引き換えに別個の種類の対象者の株式を交付すること（なお、交付する別個の種類の対象者の株式について、上場申請は行わない予定です。）のそれぞれを付議議案に含む対象者の臨時株主総会の開催を、対象者に対して要請する予定です。

また、上記臨時株主総会にて上記①の付議議案が承認されますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第111条第2項第1号に基づき、上記臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要となるため、公開買付者は、対象者に対し、上記②の定款一部変更を付議議案に含む対象者普通株式の株主による種類株主総会の開催を要請する予定です。

本公開買付けが成立した場合、公開買付者の株式所有割合は74.68%（4,812,200株）以上となる予定であり、上記の各手続を採用することが決定された場合、公開買付者は、上記臨時株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記臨時株主総会及び種類株主総会の開催につきましては、平成23年6月を目処としておりますが、具体的な手続及び実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての対象者普通株式は全部取得条項が付された上で、

その全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）が対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として別個の種類の対象者の株式が交付されることとなりますが、対象者の株主のうち交付されるべき当該別個の種類の対象者の株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条第1項その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類の対象者の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の対象者の株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が本公開買付価格に当該株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。また、全部取得条項が付された対象者普通株式の取得の対価として交付する対象者の株式の種類及び数は、現在未定ですが、公開買付者が対象者の発行済株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主に交付しなければならない対象者の株式の数が1に満たない端数となるよう決定する予定です。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定としては、(a)上記②の対象者普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(b)上記③の全部取得条項が付された対象者普通株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。これらの(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

なお、本公開買付けは、上記臨時株主総会及び種類株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。

また、上記方法については、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、公開買付者以外の対象者株主の対象者普通株式の所有状況又は関係法令についての当局の解釈等の状況によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施し、また実施に時間を要する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者が対象者の発行済株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法の採用を予定しており、この場合に、当該対象者の株主に交付される金銭の額についても、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。以上の場合における具体的な手続及び実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。公開買付者は、上記の各手続の実行後に、平成23年10月を目処として、本吸収合併を行うことを予定しておりますが、その具体的な日程等の詳細については未定です。

(5) 上場廃止となる見込みがある旨及び上場廃止を目的とする理由

対象者普通株式は、現在、JASDAQに上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、JASDAQの上場廃止基準に従い、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点で当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの成立後に上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」に記載のとおり、適用法令に従い、公開買付者が対象者の発行済株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを予定しておりますので、その場合にも対象者普通株式は上場廃止となります。

なお、上場廃止後は対象者普通株式をJASDAQにおいて取引することはできなくなります。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

①	名 称	田中亜鉛鍍金株式会社
②	所 在 地	大阪市西淀川区御幣島五丁目1番1号
③	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 田中 成和
④	事 業 内 容	溶融亜鉛めっき加工業

⑤ 資 本 金	770,958 千円	
⑥ 設 立 年 月 日	昭和 46 年 4 月 22 日	
⑦ 大株主及び持株比率 (平成22年9月30日現在)	田中 成和	4.82%
	株式会社近畿大阪銀行	4.27%
	米沢 徳次	4.08%
	田中 忠男	3.92%
	田中亜鉛鍍金従業員持株会	3.66%
	田中 吾一	3.66%
	田中 雄	3.66%
	田中 文子	3.66%
	田中 里佳	3.31%
	田中 裕子	3.31%
	戸出 志奈	3.31%
⑧ 公開買付者と対象者の関係		
資 本 関 係	公開買付者と対象者との間には、記載すべき資本関係はありません。 また、公開買付者の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。	
人 的 関 係	公開買付者の代表取締役である田中成和氏は、対象者の代表取締役社長を兼務しております。	
取 引 関 係	公開買付者と対象者との間には、記載すべき取引関係はありません。 また、公開買付者の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。	
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者の代表取締役社長である田中成和氏、対象者の取締役である田中雄氏並びに対象者の名誉会長である田中忠男氏はそれぞれ公開買付者の議決権の33.33%所有しております。	

(2) 日程等

① 届出当初の買付け等の期間

平成 23 年 2 月 8 日（火曜日）から平成 23 年 3 月 23 日（水曜日）まで（30 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 200 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して、平成 23 年 1 月に本公開買付価格の公正性を担保するため、公開買付者及び対象者とは独立した第三者算定機関である AGS に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼しました。

AGS は、採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、市場株価法及び DCF 法を用いて対象者普通株式の株式価値の分析を行い、公開買付者は AGS から平成 23 年 2 月 4 日付で対象者普通株式の株式価値の分析結果に関する株式価値算定書を取得しました。なお、公開買付者は、AGS から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

AGS により上記各手法において分析された対象者普通株式の 1 株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりで

す。

市場株価法では、平成 23 年 2 月 4 日を基準日として、JASDAQにおける対象者普通株式の直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値（139 円）、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値（135 円）及び直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値（136 円）を基に、普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 135 円から 139 円までと分析しております。

次に、DCF 法では、公開買付者より提出された対象者に係る事業計画を検討の上、直近までの業績の動向、一般に公開化された情報等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 181 円から 336 円までと分析しております。

公開買付者は、AGS による対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、対象者との協議・交渉の結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成 23 年 2 月 7 日に本公開買付価格を 200 円に決定いたしました。

なお、本公開買付価格は、本公開買付けの実施についての公表日の直近取引成立日である平成 23 年 2 月 3 日の JASDAQにおける対象者普通株式の終値 141 円に対しては 41.8%（小数点以下第二位四捨五入、以下同じ。）のプレミアムを、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成 23 年 2 月 4 日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 139 円（小数点以下四捨五入、以下同じ。）に対しては 43.9%、同過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 135 円に対しては 48.1%、同過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 136 円に対しては 47.1%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。

② 算定の経緯

（買付価格の決定にかかる経緯）

対象者は、創業当初より溶融亜鉛めっき加工を専業とし、溶融亜鉛めっき専業最大手企業として、今日の経営基盤を築いてまいりましたが、近年は、公共投資の抑制、それに伴う鉄構・建設業界の市況低迷、溶融亜鉛めっき生産量の全国的な減少等の影響により、溶融亜鉛めっき業界は低迷を余儀なくされております。一方で、平成 21 年度初めから上昇していた主原料である亜鉛価格が高止まりしていることもあり、溶融亜鉛めっき業界の先行きは不透明な状況にあります。今後は、溶融亜鉛めっき業界の市場規模縮小に伴う更なる競争の激化や主原料である亜鉛価格の高止まり等により、溶融亜鉛めっき業界の淘汰と再編が不可避的に加速するものと考えられます。

このような溶融亜鉛めっき業界全体を取り巻く状況が厳しさを増しつつあるなかで、田中氏は、平成 22 年 7 月から中長期的かつ持続的に対象者の企業価値を向上させるための方策について検討を重ねてまいりました。その結果、田中氏は、対象者が厳しい環境の中で中長期的な視点に立って企業価値の向上を目指すためには、製造技術の底上げ、経費削減、加工技術の向上及び海外市場への進出等、今まで以上の事業構造の抜本的な改革及び取り組みの強化を行うことが必要不可欠であるとの結論に至りました。

もっとも、このような事業構造の抜本的な改革及び取り組みの強化を実行するには相応の期間が必要となり、その効果は直ちに現れるものではないことから、一時的にせよコストの増加やキャッシュ・フローの悪化に伴う財務状況や業績の悪化が見込まれます。例えば、上記を実行する過程において、売上の減少や新たな設備投資に伴う資金の流出等が見込まれる等、場合によっては一時的に企業規模が縮小すること等も想定されます。また、海外進出を進める過程では、短期的にはかかる進出等に要する費用が却って嵩む可能性があること及び進出に伴う事業リスク等があり、企業価値が損なわれる可能性があります。そして、これらの短期的な犠牲を伴う取り組みを上場会社として行った場合、資本市場から十分な評価を得られず、対象者の株主に対して、短期的にマイナスの影響を及ぼす可能性があることは否定できません。

また、公開買付者は、対象者の中長期的な企業価値の向上という視点に立ち、かかる事業構造の抜本的な改革及び取り組みの強化を早急かつ機動的に行うためには、簡素化された株主構成の下、短期的な業績に左右されることなく、機動的かつ柔軟な経営判断が遂行できる体制を構築する必要があると考えるに至りました。

さらに、対象者は、平成 9 年 2 月に日本証券業協会に株式の店頭登録を果たした後、ブランド力の向上、優秀な従業員の確保及びお客様に対する信用力の向上等、様々な便益を享受してきました。しかし、一方で、近年の企業の内部統制（J-SOX）への対応をはじめ、資本市場に対する各種の規制が強化されたことに伴い、株式の上場維持コスト（株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託に係る費用、監査費用等）が増加する傾向にあり、この傾向は今後も更に強まることが予想され、上場を維持することが、対象者の人的リソース、経済的リソース及び時間の面に

において負担になる可能性があります。

以上のような状況を踏まえて、田中氏は上記のような事業構造の抜本的な改革及び取り組みの強化に伴うリスクを対象者の一般株主の負担に帰せしめることを回避し、上場維持のコストを削減するとともに、対象者の中長期的な企業価値向上のため、簡素化された株主構成の下、短期的な業績に左右されることなく、機動的かつ柔軟な経営判断が遂行できる体制を構築し、事業構造の抜本的な改革及び取り組みの強化を実施していくためには、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により、公開買付者が対象者の全株式を取得して非公開化することが最善の手段であると考えに至り、平成 23 年 2 月 7 日に、本公開買付けを実施することとし、以下の経緯により、本公開買付価格について決定しました。

(買付価格の公平性を担保するための措置について)

(a) 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会においては、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程において合理性を確保する目的で、公開買付者とは別個に、公開買付者及び対象者とは独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しない河野公認会計士事務所に対象者の株式価値の算定を依頼し、平成 23 年 2 月 4 日付で、対象者の株式価値に関する株価算定書を取得したとのことです。河野公認会計士事務所は、対象者の株式価値算定にあたり対象者経営陣から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得し、それらの情報を踏まえて対象者の株式価値を算定したとのことです。株価算定書では、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて分析をしているとのことです。河野公認会計士事務所が各手法に基づき評価した対象者普通株式の 1 株当たりの株式価値の算定結果は以下のとおりとのことです。

i. 市場株価法

市場株価法は、対象者の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値評価における客観的な評価手法であると考え、採用しているとのことです。

市場株価法では、評価基準日を平成 23 年 2 月 4 日として、評価基準日、過去 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間における株価終値の平均値（評価基準日：141 円（評価基準日である平成 23 年 2 月 4 日に J A S D A Q における対象者普通株式の取引が成立しなかったため、直近取引成立日である平成 23 年 2 月 3 日の終値）、1 ヶ月間：139 円、3 ヶ月間：135 円、6 ヶ月間：136 円）を分析した上で、普通株式 1 株当たりの株式価値を 135 円から 141 円と算定しているとのことです。

ii. DCF 法

DCF 法は、企業の将来キャッシュ・フロー（収益力）に基づく評価手法であるため、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の評価を行う上で適した手法であると考え、採用しているとのことです。

DCF 法では、対象者の事業計画を基礎として算出した将来キャッシュ・フローを、一般に使用されている資本資産評価モデルにより推計した割引率で現在価値に割り引くことによって、普通株式 1 株当たりの株式価値を 180 円から 349 円と算定しているとのことです。

(b) 独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、本取引に関する対象者取締役会の意思決定においては、取締役による恣意的な判断がなされないよう、またはその疑義が生じないよう、意思決定過程における透明性・合理性を確保するため、公開買付者及び対象者から独立した第三者である梅田総合法律事務所を指名し、同事務所に対し、本取引における意思決定過程・意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を依頼したとのことです。

対象者は、梅田総合法律事務所から本取引における意思決定過程・意思決定方法その他の留意点に関する助言を受け、平成 23 年 2 月 4 日付で、法務的見地から妥当である旨の法律意見書を取得し、当該助言及び法律意見書を参考に、対象者の企業価値向上の観点から本取引につき慎重に協議・検討を行ったとのことです。

(c) 利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役のうち、田中氏は、本取引に関して対象者と構造的な利益相反状態にあること、また、二宮洋一氏及び内田友哉氏は、田中氏らと共に本取引を検討していることに鑑み、本取引に

関連して開催された対象者取締役会において、賛同決議を含む本取引に関する全ての審議及び決議に参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉にも参加していないとのことです。

対象者取締役会は、株価算定書を参考にした上で、梅田総合法律事務所からの本取引における意思決定過程・意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を受けつつ、公開買付者との間で本公開買付価格及び企業価値向上策等の諸条件につき協議・交渉を行い、平成 23 年 2 月 7 日開催の取締役会において、株価算定書及び法律意見書を参考にしつつ、本公開買付価格及び諸条件について対象者の企業価値向上の観点から慎重に検討を行った結果、対象者が公開買付者の完全子会社となり、対象者普通株式を非公開化した上で、簡素化された株主構成の下、短期的な業績に左右されることなく、機動的かつ柔軟な経営判断が遂行できる体制を構築し、事業構造の抜本的な改革及び取り組みの強化を実施していくことが、対象者の中長期的な企業価値向上に資するとの結論に至り、また、本公開買付価格及び諸条件は妥当であり、対象者の株主に対して合理的な価格により売却機会を提供するものであると判断し、田中氏ら、二宮洋一氏及び内田友哉氏以外の対象者の取締役全員が出席の下、本公開買付けに賛同するとともに、対象者の株主に対し本公開買付けへの応募を勧める旨を出席取締役全員一致により決議しているとのことです。また、上記取締役会には社外監査役 2 名を含む全ての監査役が審議に参加し、監査役全員が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(d) 比較的長期の公開買付期間の設定

公開買付者は、公開買付期間として法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、本公開買付けの公開買付期間を 30 営業日としております。

このように公開買付期間を比較的長期間である 30 営業日に設定することにより、対象者の株主に対して本公開買付けに対する応募につき適正な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも対抗的な買付け等をする機会を確保し、これをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。

また、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(e) 買付予定の株券等の数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定の株券等の数の下限（4,812,200 株）を設定しております。すなわち、本公開買付けが成立するためには、対象者の第 57 期第 2 四半期報告書に記載された平成 22 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数（6,627,360 株）から対象者が同日現在所有する自己株式数（183,790 株）を除いた数（6,443,570 株）から応募予定株主が所有する株式の合計数（3,179,200 株、株式所有割合 49.34%）を控除した数（3,264,370 株）の 2 分の 1 を超える株式の応募予定株主以外からの応募が必要となります。

このように、応募予定株主以外の 2 分の 1 を超える一般株主の賛同が得られない場合には本公開買付けが成立しないものとし、対象者の株主の意思を重視しております。

③ 算定機関との関係

AGS は公開買付者及び対象者とは独立した第三者算定機関であり、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
6,443,570 株	4,812,200 株	— 株

(注 1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（4,812,200 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（4,812,200 株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注 2) 単元未満株式も、本公開買付けの対象となります。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。この場

合、対象者は法令及び対象者株式取扱規程に定める価格にて当該株式を買い取ります。

(注3) 本公開買付を通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数です。対象者の第57期第2四半期報告書(平成22年11月12日提出)に記載された平成22年9月30日現在の発行済株式総数(6,627,360株)から同日現在対象者が所有する自己株式数(183,790株)を控除した株式数を記載しております。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	3,176個	(買付け等前における株券等所有割合 49.29%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	6,443個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主の議決権の数	6,438個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(6,443,570株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「買付等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、「買付予定の株券等に係る議決権の数」には、各特別関係者の所有する株券等に係る議決権の数が含まれているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」(3,176個)を分子に加算していません。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の第57期第2四半期報告書(平成22年11月12日提出)に記載された対象者の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式を含む対象者の発行している全ての株式(但し、対象者の所有する自己株式を除きます。)を対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の第57期第2四半期報告書(平成22年11月12日提出)に記載された平成22年9月30日現在の発行済株式総数(6,627,360株)から、同日現在対象者が所有する自己株式数(183,790株)を控除した株式数(6,443,570株)に係る議決権の数(6,443個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 1,288,714,000円

「買付代金」には、本公開買付けにおける買付予定数(6,443,570株)に、1株当たりの買付価格(200円)を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日 平成23年3月30日(水曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等を、公開買付け期間の末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）に、公開買付け代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態（応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（4,812,200 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（4,812,200 株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第 3 号イ乃至チ及びヌ、第 5 号並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌについては、同号イ乃至リに掲げる事実に準じる事実として、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

対象者が公開買付け期間中に、法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合には、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付け期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付け期間の末日の 15 時 30 分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付け期間の末日の 15 時 30 分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

（その他の日興コーディアル証券株式会社国内各営業店）

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付け期間中、法第 27 条の 6 及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募株主等が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類（その写しを含みます。）を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと及び他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 23 年 2 月 8 日（火曜日）

(11) 公開買付代理人

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」並びに「(5) 上場廃止等となる見込みがある旨及び上場廃止を目的とする理由」を参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

公開買付者は、対象者の代表取締役社長である田中成和氏（所有株式数 319,600 株、株式所有割合 4.96%）及び

対象者の取締役である田中雄氏（所有株式数 243,000 株、株式所有割合 3.77%）から、それぞれ所有する対象者普通株式の全部を本公開買付けに応募する旨の確約書を得ております。なお、かかる応募の前提条件は存在しません。また、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、田中氏らを含む応募予定株主が、公開買付者の第三者割当増資（払込金額の総額約 6.5 億円）を引き受け、その所有する対象者普通株式を本公開買付けに応募することによって受領する金銭等をもって払い込む旨につきましても確約書を取得しております。

対象者プレスリリースによれば、本公開買付けについては、田中成和氏、田中雄氏、二宮洋一氏及び内田友哉氏を除く対象者の取締役及び監査役の全員が出席した平成 23 年 2 月 7 日開催の対象者取締役会において、本公開買付け価格及び諸条件について対象者の企業価値向上の観点から慎重に検討を行った結果、本公開買付け価格及び諸条件は妥当であり、対象者の株主に対して合理的な価格により売却機会を提供するものであると判断し、出席取締役の全員一致により、①本公開買付けに賛同すること、②対象者株主に対し、本公開買付けへの応募を勧めることを決議したとのことです。また、対象者の社外監査役 2 名を含む全ての監査役が審議に参加し、監査役全員が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議のない旨の意見を述べているとのことです。

(2) 本公開買付けの目的及び背景

上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けを実施する背景及び理由、意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照下さい。

(3) 買付け価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

上記「1. 買付け等の目的等」の「(3) 買付け価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照下さい。

(4) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者の平成 23 年 2 月 7 日付「配当予想の修正に関するお知らせ」によれば、対象者は、平成 23 年 2 月 7 日開催の取締役会において、本公開買付けの成立を条件として、平成 23 年 3 月期期末配当を中止することを決議したとのことです。

なお、対象者は、公開買付け期間中に平成 23 年 3 月期（第 57 期）第 3 四半期報告書を提出する予定とのことです。

以上